

## 一般社団法人 AMUSE 会員・会費規定

### 第1条 目的

この規定は、一般社団法人 AMUSE（以下「本法人」という）の会員が本法人の運営及び諸事業に対する権利及び義務の詳細を明確にするために設ける。

### 第2条 性格

本法人の会員は、法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、本法人に関わる外科医、関連施設病院の発展維持に寄与するものである。

### 第3条 会員の種別と義務

本法人の会員は定款第3条に定める通りとし、定款第7条の規定により、本規定4条の会費を納入しなければならない。

### 第4条 会費

定款7条による会費は次の通りとする。

#### （1）正会員

- 個人正会員 ①旭川医科大学外科学講座内所属の会員 月額1万円  
②旭川医科大学外所属の会員  
卒後（医師国家免許取得後）3～15年目 月額1万円  
卒後（医師国家免許取得後）16年目以降 年額1万円

法人正会員 月額5万円

#### （2）賛助会員

- 個人賛助会員 年額1口1万円以上  
法人賛助会員 年額1口10万円以上

#### （3）免除

以下の者は会費の納入を免除される場合がある

- ①初期臨床研修期間中
- ②他講座（救急医学講座等）出向中※各講座、部署間での話し合いによる
- ③留学中

### 第5条 会費の納入

- （1）個人会員 原則、本法人に届け出る個人口座より引き落としにて納入する。  
状況により本法人の指定口座への振込みでの納入も可能とする。

(2) 法人会員 年払い、月払いを選択し請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。法人賛助会員は1口以上からの請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。

(3) 年度途中の入会の際は原則4月分からの会費を納入することとする。

#### 第6条 会員役割

- (1) 正会員は総会への出席、議決権行使
- (2) 事業活動への積極的な参加
- (3) 旭川医科大学医学生、若手医師の積極的指導、育成

#### 第7条 退会・除名

定款8条、及び9条によるものとする。

#### 第8条 会員特典

- (1) 会員は当法人からの各種助成を受ける資格を有する。
- (2) 会員は当法人が開催するイベント、集会等に参加することができる。
- (3) 会員は当法人が発行する機関誌の優先的配布を受けることができる。

#### 第9条 規定の変更

この規定は、理事会の決議により変更することができる。